

送り出し機関名称（ 威海万方人才合作股份有限公司 ）
回答期日 （ 2025年5月9日 ）
回答担当者名 （ 李 曉艷 ）

項目	回答欄
1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること	
□〔 送出国が MOC （二国間取決め）作成国の場合 〕 機構HP で公表されている 認定送出機関 ですか？	
□〔 送出国が MOC 未作成国の場合 〕 所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？	はい あります。
2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること	
□受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？	- SNSやウェブサイトの活用:TikTok,WeChatなどのSNSや公式ウェブサイトを通じて求人情報を発信し,応募者を集客します。 - 職業訓練校や大学との提携:信頼性の高い候補者を確保するため,職業訓練校や大学と連携し,適性のある人材を選抜します。 - 帰国した技能実習生からの紹介或は縁故者。
□送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？	説明会を開催して、日本技能実習法、仕事内容や報酬、技能実習の流れを明確に説明し、意欲の高い候補者を集めます。
□送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？	- 技能実習制度の趣旨を理解し、帰国後に活躍する意欲のある候補者を適切に選定します。本番面接前、一次面接を行って、技能実習意欲や仕事経験、能力を確認します。
□送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？	社内一次面接の際、受け入れ企業より貰った求人票に基づいて待遇や求人を詳しく説明します。日本の仕事現場や生活環境を理解できるビデオ、写真を撮影して応募者に見せます。
□技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？	候補者たちは十分に理解してもらったうえで、面接に参加させます。
□送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？	企業や監理団体から提供された求人情報を収集し、職種、勤務地、給与、福利厚生、仕事環境、生活環境などの条件を整理して、応募者に理解して貰います。
□悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？	ブローカー排除
3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること	
□費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？	意外傷害費2万円 面接関連費用6万円 派遣事務費22万円 派遣駐在員費用9万円 人材募集費用3万円 事前教育費16万円 書類作成及びビザ申請費2万円 内訳について不明点がありません。
□送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？	人材募集の段階で関連費用を事前に応募者たちに説明して費用明細表に署名してもらいます。社内一次面接時、弊社日本語学校入国の時、改めて費用明細の理解度を確認します。
□〔 送出機関及び監理団体に変更がない場合 〕 「技能実習 3 号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？	徴収していません。

4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと	
☐ 技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？	キャリアパスの調査と指導を行います。
☐ 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？	中国国内の日本系企業の就職を紹介します。起業の場合、無料でやコンサルティングサービスを提供します。
5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること	協力します。
6. 送出機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと	厳守します。
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと	厳守します。
8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと	厳守します。
・保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者の金銭その他の財産を管理する行為 ・技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為 ・技能実習生等の人権を侵害する行為 ・技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為	
☐ （技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？	ありません。
☐ 技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？	はい、書面的の確認書類を保管します。
9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないこと（について、技能実習生から確認すること）	厳守します。
10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること	
☐ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？	少なからず4カ月間の事前教育を実施。教育内容は日本語見習いのほか、日本の文化・マナー、法律・労働法の説明、生活指導、安全教育、防震防災など。
☐ 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？	日本に駐在員を派遣して、24時間相談・支援体制を構築できました。監理団体と受入れ企業と協力しながら、トラブルなどを対応いたします。

あさひねっと協同組合による評価
適合